
平成31年 第1回(定例)須恵町議会 会議録(第2日)

平成31年3月6日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成31年3月6日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第16号	須恵町ふるさと応援基金条例の制定について
日程第 2	議案第17号	須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 3	議案第18号	須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例
日程第 4	議案第19号	須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第20号	須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第21号	町道路線の認定について
日程第 7	議案第22号	平成30年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
日程第 8	議案第23号	平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第 9	議案第24号	平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第10	議案第25号	平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補佐予算(第3号)
日程第11	議案第26号	平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12	議案第27号	平成30年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第16号	須恵町ふるさと応援基金条例の制定について
日程第 2	議案第17号	須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 3	議案第18号	須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例
日程第 4	議案第19号	須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第20号	須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第21号	町道路線の認定について
日程第 7	議案第22号	平成30年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
日程第 8	議案第23号	平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第 9	議案第24号	平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第10	議案第25号	平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補佐予算(第3号)
日程第11	議案第26号	平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12	議案第27号	平成30年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)

出席議員（１３名）

２番	世 利 孝 志	３番	白 水 勝 元
５番	三 角 栄 重	６番	田 ノ 上 真
７番	松 山 力 弥	８番	猪 谷 繁 幸
９番	田 原 重 美	１０番	合 屋 伸 好
１１番	原 野 敏 彦	１２番	三 上 政 義
１３番	柴 田 真 人	１４番	今 村 桂 子
１５番	三 角 良 人		

出席停止議員（１名）

１番 児 玉 求

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	健康福祉課理事	小 林 は つ み
総 務 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
都市整備課長	甲 木 圭 二	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

あいにくの雨になりまして、松山委員長はやおいかんでしょう。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。それでは、報告いたします。

議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、須恵町ふるさと応援基金を設置し、須恵町ふるさと応援寄附金を適正に管理し、及び寄附者の意向を反映した施策に活用するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金を、「町民とともにつくる協働と参加のまちづくり事業」「多様に学び、文化を育むまちづくり事業」「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり事業」「安全で安心して暮らせるまちづくり事業」、その他町長が須恵町発展のため必要と認める事業に充てるとしてあります。

第3条に基金の財源をふるさと応援寄附金をもって充てるとし、第4条に基金の管理を、第5条、第6条に運用方法を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、平成30年度税制改正大綱において森林環境譲与税が創設されたことに伴い、須恵町森林環境基金を設置し、森林整備及びその促進事業に活用するため当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金の財源は森林環境譲与税を充てるとし、第3条に基金の管理を、第4条、第5条に運用方法を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑といたしまして、須恵町に入る基金の割合についてでございます。当初は8割で段階的にふえ、平成36年には9割になるとの説明がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

補足説明といたしまして、1人1,000円、年間に税金が入ります。その分を今年度前倒しで環境税が須恵町に交付されますが、その分を国のほうが後から払うということになっております。これでよろしいでしょうか、わかりますかね。

環境譲与税が31年度から1人1,000円を納めるようになります。ほいで、この前の説明では、その基金を須恵町がこれを積み立て——貯金をして積み立てて、それを町長が定めるものとさっき言いましたように、そのように運用するということで、1年おくれて国のほうから金が入ってくる。国が前倒しで払うということでございます。やったかね。総務課長、総務課長に説明させます。

○総務課長（梅野 猛） 最初は環境譲与税というのがあったんですけど、それは一時的に国のほうが立てかえて払うと、交付するという形ですけど、36年から環境税というのができて、それは個人住民税の中の均等割の部分で1人1,000円が徴収される形になります。それを一旦払った、税金として払ったところで今まで国から入った分を借金を返すと。今後、それを運用しながら国から環境譲与税というものを支払われてくるという形になります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません。

か。——討論なしと認めます。よって、議案第１７号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第１７号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３．議案第１８号

○議長（三角 良人） 日程第３、議案第１８号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。７番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第１８号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、国家公務員の旅費に関する法律に準じ、厚生労働省への職員派遣に対応する規定を追加するため、当該条例の全部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

２ページをお願いします。

まず、条例名、題名を須恵町職員等の旅費に関する条例と改正して、各案、各条に内容の理解と検索を容易にするための見出しをつけております。

第１条で目的、第２条で用語の意義、第３条で旅費を支給する場合の各事項について、第４条で任命権者またはその委任を受けた者の発する旅行命令等について、第５条で公務上の必要性、また天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行ができない場合において、第６条で旅費の種類について、第７条から第９条までは旅費の計算方法について、第１０条で旅費の請求手続について、第１１条から第１９条までは旅費の種類ごとの支給額について。

なお、今回、厚生労働省への職員派遣に対応するため、第１７条に移転料、第１８条に着後手当、第１９条に扶養親族の移転料の規定を入れております。

第２０条、第２１条に退職者等、遺族の旅費について、第２２条で不当に旅費の実費を超えた部分は支給しない旨規定しています。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第１８号について採決に入ります。本案に対する委員長の報

告は可決です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正することに伴い当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表でございます。別表第3条関係で町長の旅費の項中、参照している条例の題名を須恵町有給職員旅費支給条例から、須恵町職員等の旅費に関する条例に改正するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、財政調整基金に属する現金の一部を有価証券にかえることを可能にし、今後の財源の安定的な確保を図るため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表でございます。本条例の第3条の基金管理について、1項で文言の整理をし、2項に基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるの文言の追加を行うものです。第4条及び第6条についても同じく文言の整理を行っております。

2ページに戻っていただき、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

質疑といたしまして、どのような証券を購入するかについて、運用するなら確実に有利な証券を考慮するとの説明がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） ただいまの委員長の報告でございますが、運用するということでありますなら、銀行の金利よりも運用したほうが有利であるということから、こういう改正に至ったと思われますが、大体どういった効果を、どの程度の効果をお考えでございませうか、伺いたいと思います。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 今、普通預金の金利が大体0.001%でございまして、1,000万円以上の預金、定期が0.1%、金利でございまして。それ以上の物を運用して、先ほど説明しましたように、確実に有利な証券を購入するという説明がありました、そういうことでございます。特にこれは雑談の中でございましたけれども、国債等が一番間違いないかなという意見も出ておりました。

以上でございます。

○議長（三角 良人） いいですか。

○議員（6番 田ノ上 真） はい。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり決

定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第21号町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第21号町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は1ページをお願いいたします。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回、路線の認定は2路線でございます。

次の議案書2ページをお願いいたします。

図面番号1、路線番号、その他の町道693号、路線名、松ヶ音4号線、起点、植木字松ヶ音411番3地先から、終点、植木字松ヶ音410番3地先まで、延長161.6メートル、最大幅員10.3メートル、最小幅員6.0メートルでございます。

認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。

ほか1路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

今回の新規認定の2路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲地造成工事において公衆用道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。路線図3ページから4ページに添付しております。

補足説明といたしまして、今回の認定により平成30年4月1日時点の町道路線数584路線、総延長123.573キロメートルを改め、新たに586路線、総延長123.765キロメートルとなっております。2路線の延長の0.192キロの増加となります。

採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の

方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第21号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,972万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億241万円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

第3条で債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、繰越明許費の追加は、第4表繰越明許費によるとしています。

5ページ、第2表地方債補正、これは歳入の補正予算、20款の町債の減額5,120万円の内容になります。

1、変更、起債の目的、須恵町多目的公園（仮称）整備事業債2,250万円を、変更後2,080万円とし、170万円の減額。庁舎1階窓口改修事業債2,880万円を、変更後2,530万円とし、350万円の減額。防災行政無線整備事業債900万円を、変更後510万円とし、390万円の減額。須恵第三小学校校舎改修事業債6,370万円を、変更後5,550万円とし、820万円の減額。小中学校空調設備設置事業債3億2,450万円を、変更後2億9,060万円とし、3,390万円の減額。合計で5,120万円減額するものです。起債方法、利率、償還方法は変更ありません。

6ページ、第3表債務負担行為補正、1変更。須恵町包括業務委託、限度額4億1,273万5,000円を、変更後6億95万1,000円に、1億8,821万6,000円の増額補正です。

7ページ、第4表繰越明許費補正、1追加。

3款2項保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円です。わかすぎの杜保育園の

工事延期に伴うものです。

10ページ、11ページ、歳入です。年度末の補正ですので、国・県補助金、町債など、決定額あるいはそれに近い形での増減補正を全体的にしています。

主なものは、11款分担金及び負担金872万4,000円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金410万4,000円、中学校ランチサービス負担金462万円の減額補正。

13款1項国庫負担金は、未熟児養育医療費国庫負担金の356万6,000円の減額。児童手当国庫負担金556万9,000円の増額などにより、157万9,000円の増額補正をしています。

2項国庫補助金は、冷房施設対応臨時特例交付金3,393万2,000円の増額などにより3,420万8,000円の増額補正。

14款1項県負担金は、未熟児養育医療費県負担金の177万1,000円の減額、国民健康保険基盤安定県負担金の294万9,000円の増額補正などで、266万4,000円の増額補正。

2項県補助金は、子ども重度障がい者、ひとり親家庭等医療費補助金を変更申請額、前年度分決定額などで、1,081万2,000円を減額補正しています。

15款2項財産売払い収入は、開発行為に伴う里道です。水路の不動産売り払い収入280万7,000円の増額。

16款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金、自然教育林基金寄附金で938万5,000円の増額補正をしています。

17款1項繰入金の財政調整基金繰入金は、決算見込みの結果、基金の取り崩しは行わず、2億3,000万円全額を減額しています。

18款1項繰越金は8,092万3,000円全額補正し、20款1項町債は、入札等により契約額が決定し、5,120万円の減額をしています。

20ページ、21ページ、歳出です。ほとんどの課において、年度末の決算見込みにより、予算執行残、不用額の減額です。

主なものは、2款1項総務管理費1億1,224万5,000円増額補正は、議場設備リース料850万3,000円の減額、財政調整基金積立金1億2,312万円の増額補正などが主なものです。

4項選挙費は、町長選挙が無投票でしたので、1,018万8,000円の不用額を減額しています。

3款1項社会福祉費4,486万9,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金1,008万1,000円、福岡県介護保険広域連合本部負担金2,061万9,000円の減額が

主なものです。

2 項児童福祉費 5,700 万 1,000 円の減額は、アザレア、れいんぼ一幼稚園費、わかすぎの杜保育園、須恵めぐみ保育園等の保育実施委託料を減額しています。

4 款 2 項清掃費は、ごみ袋製作費の入札執行残 1,769 万 3,000 円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が 5,820 万 3,000 円。決算見込みにより計 7,589 万 6,000 円減額補正。

6 款 1 項農業費 970 万 9,000 円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金 298 万 4,000 円、農道・水路・ため池補修整備測量設計委託料 200 万円、新屋敷井堰ワイヤーロープ取替工事請負費 202 万 4,000 円の減額が主なものです。

8 款 1 項土木管理費 440 万円の主な減額は、未登記処理委託料 250 万円、道路台帳整備業務委託料 110 万円の減額補正。

2 項道路橋梁費 749 万 3,000 円の減額は、乙植木・平原線道路改良工事に伴う用地取得の執行残が主なものです。

4 項都市計画費 542 万 9,000 円の減額は、須恵中央駅前公園整備工事請負費 219 万 2,000 円の減額補正。

5 項下水道費 811 万 2,000 円の減額は、公共下水道事業会計繰出金の減額。

9 款 1 項消防費 1,036 万 6,000 円の減額は、粕屋南部消防組合負担金 342 万 8,000 円、消防団出動費用弁償 226 万 2,000 円、防災行政無線整備工事設計業務委託料 382 万 6,000 円の減額補正です。

10 款 1 項教育総務費 981 万 8,000 円の減額は、小中学校空調設備設置工事設計業務委託料 342 万 8,000 円。

2 項小学校費 871 万 2,000 円の減額は、第三小学校校舍外壁防水改修工事請負費 1,091 万 2,000 円。

3 項中学校費 852 万 3,000 円の減額は、中学校ランチサービス業務委託料 670 万円。

4 項幼稚園費 528 万 6,000 円の減額は、れいんぼ一・南幼稚園の臨時雇い賃金 407 万 2,000 円の減額補正が主なものです。

12 款 1 項公債費 244 万 9,000 円の減額は、償還予定額による減額補正です。

質疑として、歳入では、11 款分担金及び負担金では中学校ランチサービス負担金減の問題点の改善及び対策について、13 款国庫支出金では障害者自立支援給付費国庫負担金について、19 款諸収入では不適切請求について。

歳出では、2 款総務費でコミュニティ事務局欠員における業務への支障・欠員・補充について。

3 款民生費では、学童保育、放課後児童クラブの現状について、保育所の待機児童の現状につ

いて、わかすぎの杜保育園、めぐみ保育園委託料の減について。

4 款衛生費では、ごみ袋製作費の残における見積もりの積算等について。

6 款農林水産業費では、堆肥センター改修工事請負費の残について。

8 款土木費では、環境整備作業員賃金減において作業員の不足の影響等について、須恵中央駅前公園整備工事終了において、次年度はどのような公園形態にもっていくのか、公園の将来像についてなどの質疑が行われました。

以上、予算審査特別委員会全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 22 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第 22 号平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 23 号

○議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 23 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6 番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第 23 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 2 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 1 億 6, 4 1 4 万 7, 0 0 0 円とするものです。

事項別明細書 6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入の主なものは、4 款 1 項県補助金 2 9 3 万 1, 0 0 0 円の減は、普通交付金の減によるものです。

5 款 1 項他会計繰入金 3 5 2 万 6, 0 0 0 円の増は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

7 款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料 1 2 0 万円の増、次ページ、3 項雑入 5 5 0 万円の増

は延滞金、第三者納付金等の収入済み額によるものです。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費8万円の減、2項徴税費30万円の減、2款1項療養諸費1,640万円の減、2項高額療養費700万円の減は、決算見込みによるものです。

3款国民健康保険事業費納付金12万7,000円の減は、介護納付金分の県からの確定通知によるものです。

6款1項保健事業費20万円の減、2項特定健康診査等事業費65万8,000円の減は、賃金及び委託料の不用額を減額したものです。

8款1項償還金及び還付加算金、また、次ページにわたる15ページまでの分ですが、この分、3,206万円の増は、療養給付費等国庫負担金の前年度返還金で、国の確定通知による補正です。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第24号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,900万円とするものです。

事項別明細書、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料608万円の増額は、平成30年1月末の調定額及

び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

4款1項1目一般会計繰入金219万1,000円の減額は、1節事務費繰入金は収支調整、2節保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定通知によるものです。

5款1項繰越金1,583万6,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,432万円を含めたところの補正です。

6款2項1目保険料還付金79万2,000円の増額は、決算見込みによるものです。

次に、歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款2項徴収費15万円の減額は、3町の共同発注により印刷製本の単価が下がったことによる執行残の減額補正です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2,126万9,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

4款予備費は、全額減額しております。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第25号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第25号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 審査報告いたします。議案第25号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ311万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,208万6,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は第2表による。

4ページ、第2表でございます。

地方債補正1の変更は限度額のみの変更で、以下、従来どおりとなっております。

起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額変更前2,840万円が、変更後2,320万円に。建設費の確定により520万円の減額。同じく、多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前2億8,110万円が、変更後2億7,680万円に、委託料の減による430万円の減となっております。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料並びに3款国庫支出金は、決算見込みにより増額。

5款繰入金は、収支調整のための減額となっております。

なお、8款町債は、4ページの地方債の変更による減額となっております。

続きまして、10ページ、歳出でございます。1款総務費は、主に3目の下水道施設整備基金費の積み立てによる増額。

2款下水道事業費は、負担金の確定及び決算見込みによる減額となっております。

以上、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第25号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,490万7,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、2款使用料及び手数料は決算見込みによる減額です。

3款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

4款繰越金は、前年度繰越額の確定によるものです。

続きまして、8ページ、歳出でございます。

2款農業集落排水事業費は、決算見込みによる減額です。

3款公債費は、元金の借入先変更による増額です。

以上、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は、実施計画内訳書にて説明をいたします。

2ページ、第2条の収益的収支の収入は、600万円を増額し、合計は6億5,355万2,000円で手数料の増となっております。

続きまして、支出は495万円を減額し、合計は5億7,598万5,000円で、執行残及び決算見込みによる減額となっております。

4ページ、第3条の資本的収支の収入は、600万円を増額し、合計は4,100万円で、工

事負担金の増となっております。

続きまして、支出は、450万円を減額し、合計は2億3,323万6,000円で、工事料の減及び落札残となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,223万6,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

以上、総務建設産業委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日7日は、午前9時より工事現場視察を行いますので、議員の方は庁舎東側駐車場前に御集合願います。

次の本会議は、3月11日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前10時56分散会
